

## 議案第 6 4 号

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北本市営駐車場設置及び管理に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（使用許可）」に改める。

第 1 2 条を第 1 7 条とし、第 9 条から第 1 1 条までを 5 条ずつ繰り下げ、第 8 条を第 9 条とし、同条の次に次の 4 条を加える。

（状況確認等）

第 1 0 条 市長は、第 6 条に規定する期間を勘案し、相当な期間自動車を駐車していると認めるとき又は必要と認めるときは、その駐車に係る駐車期間、自動車の状態その他の利用の状況について確認し、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した標章を当該自動車の見やすい箇所に取り付けることができる。

（撤去勧告）

第 1 1 条 市長は、前条の規定による状況確認の結果、必要があると認めるときは、当該自動車の自動車検査証に記載された所有者若しくは

使用者又は利用者に対し、市長が指定する日までに当該自動車を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、市長が指定する日までに当該自動車を撤去するよう命ずることができる。

(関係機関等に対する協力要求)

第13条 市長は、前2条に規定する撤去勧告及び撤去命令に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「駐車場に自動車を駐車させる者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(駐車期間)

第6条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、第4条に規定する入場1回につき駐車の始期から168時間を超えない範囲内で利用するよう努めるものとする。

別表第2中「第6条」を「第7条」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に駐車している自動車に係る改正後の第6条の規定の適用については、同条中「第4条に規定する入場1回につき駐車の始期」とあるのは、「令和4年4月1日午前零時」とする。